

P 消費者啓発用パネル (A1サイズ)

P 消費者啓発用パネル (A1サイズ)

分類	No	題名	制作年度
P	1	クーリング・オフを御存知ですか	2011
	2	クーリング・オフハガキの記載例	2011
	3	突然の訪問に気をつけて!	2011
	4	気をつけよう! 振り込め詐欺	2011
	5	本当に儲かる?? 利殖商法	2011

分類	No	題名	制作年度
P	6	若者に多い消費者トラブル・インターネット通販	2021
	7	若者に多い消費者トラブル・チケット転売	2021
	8	若者に多い消費者トラブル・デート商法	2021
	9	若者に多い消費者トラブル・もうけ話	2021
	10	若者に多い消費者トラブル・キャッチセールス	2021

【パネル見本】

P-1

クーリング・オフを御存知ですか

クーリング・オフとは、**一定の条件**にあてはまる場合、**期間内に通知**すれば、**無条件で契約の解除**ができる制度です。

クーリング・オフに該当する条件

- 契約した場所**
店舗や営業所以外の場所なら、クーリング・オフが可能です。また、特定継続的役務、チャージセールスやポイントメントセールスの場合は店舗でも対象になります。
- 購入した商品・サービス**
契約として、全ての商品やサービスが対象です。ただし、高価なクーリング・オフの適用除外となった物を除きます。
- 購入した価格**
現金取引で、5,000円未満の商品はクーリング・オフが可能です。
- クーリング・オフできる期間**
訪問販売では、契約書を受け取ってから8日以内がクーリング・オフ可能期間です。マルチ商法や内職商法の場合は20日以内、契約書を受け取っていない場合は、8日を過ぎても認められます。

クーリング・オフはどうやってするの?

必ず書面です! 送付する前にコピーをとりましょう。
 ① 通知書は簡易書留など記録が残る方法で送付しましょう。
 ② 通知の日付がクーリング・オフ期間内なら有効です。
 不明な点は、市町の消費生活相談窓口または山県消費生活センターに相談ください。

山口県消費生活センター

P-2

クーリング・オフハガキの記載例

クーリング・オフは、書面での通知が必要です。写しと送り、商品画像や契約書のコピーを添付し、送付します。

【販売会社用】

【消費者用 (シラジツト契約がある場合)】

山口県消費生活センター

P-3

突然の訪問に気をつけて!

突然、業者が来訪して契約させられ、トラブルになるケースがあります。相手のことをわきまにせず、よく考えて慎重に契約しましょう。

訪問販売に多い悪質商法事例

点検商法
「排水等の調律にきました!」(床下を初期で点検します) などと言って扉を上り込み、床下や屋根裏を調べ、「床下の土台が腐っている」「白アリが棲息している」(このままでは危険) などと事実と異なることを言って不安をあおり、「今なら特別に安くする」などと高額な商品や工事などの契約をさせる商法です。

次々販売
一人の消費者に次々次々と契約させる商法です。一度契約すると同じ商品または異なる種類の商品を次々に契約させるケースや、業者の業者が次々に勧誘して契約させるケースなどがあります。本人が契約した商品がなく、書かれたままに次々に購入してしまうなど、契約が解かれる症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。

被害にあわないために

① インターホンやドア越しに応対し、業者を家に入れないようにしましょう。
 ② 必要があれば、きっぱりと断りましょう。法律で苦情通報は禁じられています。
 ③ 「今日まで」と急がされてもすぐに契約せず、まず家族や知人に相談しましょう。
 ④ 業者やトラブルになったり、契約に疑問を感じたときは、すぐに市町の消費生活相談窓口、山口県消費生活センターに相談してください。

山口県消費生活センター

P-4

気をつけよう! 振り込め詐欺

振り込め詐欺の主な手口

「自分には関係ない」と思っていますか?

振り込め詐欺の被害に遭った人は必ず手配されていますが、いざ自分がかかってきたときに迷惑が掛かってしまう、被害に遭うのではないかと不安を感じてしまっている方もいます。決して「関係ない」と思わないでください。被害に遭った場合は、必ず被害届を提出してください。

山口県消費生活センター

P-5

本当に儲かる?? 利殖商法

利殖商法とは

銀行預金の金利低減や老後の生活費に不安を抱える消費者心理につけ込み、リスクを告げないで「必ず儲かる」「確上がり確定」などとあたかも簡単に利益を上げられるようにふれ込んで、出資や投資を勧誘する商法です。最近では初めから騙す目的で複数の業者が勧誘し、多額の被害に遭う事例が多く発生しています。

被害にあわないために

① 「必ず儲かる」「絶対に損しない」はあり得ません。
 ② 仕組みがよく理解できない出資額、投資額には手を出さないことです。利益や元金は保証されているものではなく、損失が発生する危険性があります。
 ③ 勧誘する際に、周囲の人や市町の消費生活相談窓口、山口県消費生活センターに相談ください。
 ④ 万が一被害に遭ったときは、すぐに警察に届けましょう!!

山口県消費生活センター

P-6

インターネット通販

インターネット通販は、自宅などいたまま買い物でも、とても便利ですが、実際の商品や販売事業者を自分で目で確認できないため、トラブルに巻き込まれる危険性があります。

被害に遭わないためのポイント

- 販売業者の所在地や連絡先、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合、購入する商品が偽造品ではないか十分に注意しましょう。
- 支払い方法がクレジットカード以外のみのサイトはよく避けてください。

山口県消費生活センター

P-7

チケット転売

チケットの不正転売(定価より高い値段で転売する行為)や、それを目的としたチケットの譲り受けは法律で禁止されています。また、転売チケットを購入しようとしてトラブルに巻き込まれるケースも少なくありません。

被害に遭わないためのポイント

- チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。
- 転売チケットを購入する際は、発行主体のチケット情報の表示が不十分な場合があります。その結果、チケットが買えない、「譲り受けが拒否された」「入場できなかった」などのトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。

山口県消費生活センター

P-8

デート商法

昨今、SNSやマッチングアプリ等を通じて出会い、恋愛をする人が増えています。恋愛をきっかけにデート商法に巻き込まれるケースも少なくありません。

被害に遭わないためのポイント

- 好意のある相手から商品を買った時の口約束は、いざとなれば冷静に考え、注意しましょう。
- 高額な商品やチケット・予約などを購入する際は、発行主体のチケット情報の表示が不十分な場合があります。その結果、チケットが買えない、「譲り受けが拒否された」「入場できなかった」などのトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- 必要がなければキャンセル料は、事前に確認しましょう。
- 恋愛の感情をうまく利用して契約は、取消すことができる場合があります。

山口県消費生活センター

P-9

もうけ話

SNSで知り合った相手から「簡単に儲かる」「月〇〇円儲け」といふ話を聞きつけ、高額な手数料を払って参加する人が増えています。SNSで知り合った相手から「簡単に儲かる」「月〇〇円儲け」といふ話を聞きつけ、高額な手数料を払って参加する人が増えています。

被害に遭わないためのポイント

- 簡単に儲かるという話、あやしい話では絶対に参加しないようにしましょう。
- 利用した商品でも、強引な勧誘を受けたりなど不安に感じた場合は、すぐにキャンセルしてください。
- 契約した商品でも、特定取引法のキャッチセールスに該当する場合は、法律で定められた契約書を受け取った日から60日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

山口県消費生活センター

P-10

キャッチセールス

消費者トラブルは年中にも発生しています。「簡単なアンケート調査にご協力ください!」などの無料体験券を渡されるなど、声を掛けられて、軽い気持ちでOKした結果、トラブルになるケースも少なくありません。

被害に遭わないためのポイント

- 不安を感じたら返事をせず遠ざかり、軽い気持ちで相手について行かないようにしましょう。
- 利用した商品でも、強引な勧誘を受けたりなど不安に感じた場合は、すぐにキャンセルしてください。
- 契約した商品でも、特定取引法のキャッチセールスに該当する場合は、法律で定められた契約書を受け取った日から60日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

山口県消費生活センター